

鋼 船 規 則

鋼 船 規 則 検 査 要 領

R 編

防火構造, 脱出設備及び 消火設備

鋼船規則 R 編
鋼船規則検査要領 R 編

2014 年 第 3 回 一部改正
2014 年 第 3 回 一部改正

2014 年 12 月 19 日 規則 第 76 号 / 達 第 64 号

2014 年 2 月 4 日 / 7 月 29 日 技術委員会 審議

2014 年 9 月 16 日 理事会 承認

2014 年 12 月 5 日 国土交通大臣 認可

鋼船規則

規則

R 編

防火構造, 脱出設備及び消火設備

2014 年 第 3 回 一部改正

2014 年 12 月 19 日 規則 第 76 号

2014 年 7 月 29 日 技術委員会 審議

2014 年 9 月 16 日 理事会 承認

2014 年 12 月 5 日 国土交通大臣 認可

「鋼船規則」の一部を次のように改正する。

R 編 防火構造, 脱出設備及び消火設備

21 章 総トン数 500 トン未満の船舶等に対する特別規定

21.2 特別規定

21.2.1 総トン数 500 トン未満の船舶に対する特別規定

-2.を次のように改める。

-2. **4.4.3, 4.4.4, 4.4.5, 4.5.1, 4.5.2, 5.3, 6.2, 6.3, 8.2.1, 8.4.1, 9 章 (9.5.2 及び 9.6 を除く), 11.2, 11.3.1(2), 11.4, 20.3.1 及び 20.3.5** の防火構造に関する規定に代えて, 以下の要件に適合するものとして差し支えない。

(1) (省略)

(2) 車両積載区域 (自走用燃料を有する車両を積載するロールオン・ロールオフ区域を含む) を有する船舶にあっては, 次によること。

(a) 車両積載区域, 機関区域及び調理室の境界となる隔壁及び甲板は, 当該隔壁及び甲板の隣接する場所に応じて, **表 R9.1** 及び **表 R9.2** に定める仕切りとすること。

(b) 車両積載区域, 機関区域及び調理室の境界は, **4.4.3** を準用すること。

(c) 前(a)により外板その他の囲壁に「A」級仕切りと同等の保全防熱性が要求される場合は, 当該囲壁に窓を設けないこと。

(d) 前(a)により防火安全性が要求される仕切りについては, **9.3.1, 9.3.2, 9.3.3, 9.4.1** 及び **9.4.2** を準用すること。

(3) (省略)

21.2.3 航路制限のある船舶に対する特別規定

-3.を次のように改める。

-3. 船級符号に “*Restricted Greater Coasting Service*” を付記して登録される船舶については, **21.2.1-3.**及び **21.2.1-5.**から**-7.**の規定を適用して差し支えない。また, 次の**(1)**及び**(2)**の本編の規定を適用しなくて差し支えない。

(1) 貨物船については, 次に示す規定

((a)及び(b)は省略)

- (c) **9.2.3-2.**。ただし、車両積載区域、機関区域及び調理室の境界となる隔壁及び甲板については、当該規定により要求される保全防熱性が確保されること。なお、A類機関区域以外の機関区域の境界となる隔壁及び甲板については、~~9.3.1, 9.3.2 及び 9.3.3 の規定並びに 9.7.3-1.(2) の防火ダンパー取り付けに係る規定は、適用しなくて差し支えない。~~
- ((d)から(g)は省略)
- (2) タンカーにあっては、前(1)に示すもの((c)を除く。)に加えて、次に示す規定
- (a) (省略)
- (b) **9.2.4-2.**。ただし、車両積載区域、機関区域及び調理室の境界となる隔壁及び甲板については、当該規定により要求される保全防熱性が確保されること。なお、A類機関区域以外の機関区域の境界となる隔壁及び甲板については、~~9.3.1, 9.3.2 及び 9.3.3 の規定並びに 9.7.3-1.(2) の防火ダンパー取り付けに係る規定は、適用しなくて差し支えない。~~

附 則

1. この規則は、2014年12月19日（以下、「施行日」という。）から施行する。
2. 施行日前にキールが据え付けられる船舶又は特定の船舶として確認できる建造が開始され、かつ、少なくとも50トン又は全建造材料の見積重量の1%のいずれか少ないものが組み立てられた状態にある船舶については、この規則による規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

鋼船規則検査要領

R 編

防火構造, 脱出設備及び消火設備

要
領

2014 年 第 3 回 一部改正

2014 年 12 月 19 日 達 第 64 号

2014 年 2 月 4 日 / 7 月 29 日 技術委員会 審議

2014 年 12 月 19 日 達 第 64 号
鋼船規則検査要領の一部を改正する達

「鋼船規則検査要領」の一部を次のように改正する。

R 編 防火構造，脱出設備及び消火設備

改正その 1

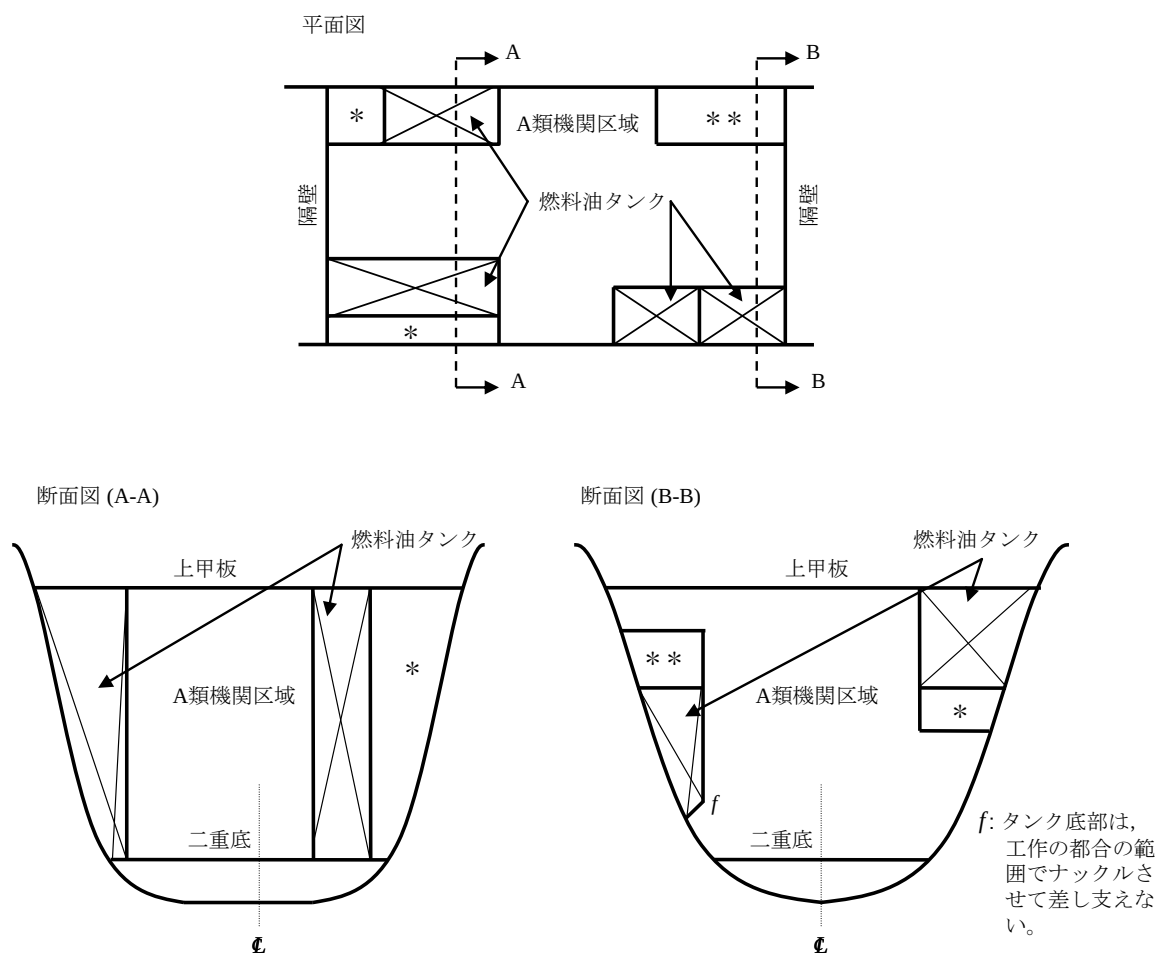
R4 発火の危険性

R4.2 燃料油，潤滑油その他の可燃性油に関する措置

R4.2.2 燃料油に関する措置

図 R4.2.2-1.を次のように改める。

図 R4.2.2-1.



注

- * : 次の要件に適合するコファダムとすること。
1. ガス密であること。
 2. 測深装置、空気管及び排水のための装置（ドレンプラグ等）が設けられていること。
 3. 燃料油タンク下部のものにあつては、十分な深さのものとし、~~コファダム下部には発火や延焼の危険性が高い機器等を配置しない~~とすること。
- ** : 燃料油タンク頂板上に十分な深さの空所を設けること。当該空所は、開口を有するものであつても差し支えない。ただし、燃料油タンク頂板上に、引火性液体用管以外の管のパイプパッセージ又は送風機室、空調機室、冷凍機室、油圧装置格納室等火災の危険性がほとんどないと考えられる補機室を設ける場合、上記空所を設ける必要はない。

附 則（改正その 1）

1. この達は、2014 年 12 月 19 日から施行する。

R9 火災の抑制

R9.7 通風装置

R9.7.1 ダクト及びダンパ

-1.を次のように改める。

-1. 規則 R 編 9.7.1 の適用上, -2.に規定する範囲を除き, 空調機室内における送風機とダクトの連結部には長さ 600mm を超えない範囲で可燃性材料を用いて差し支えない。

附 則 (改正その2)

1. この達は, 2014 年 12 月 19 日 (以下, 「施行日」という。) から施行する。
2. 施行日前にキールが据え付けられる船舶又は特定の船舶として確認できる建造が開始され, かつ, 少なくとも 50 トン又は全建造材料の見積重量の 1%のいずれか少ないものが組み立てられた状態にある船舶については, この達による規定にかかわらず, なお従前の例によることができる。

R25 固定式ガス消火装置

R25.2 工学的仕様

R25.2.1 総則

-9.として次の1項を加える。

-9. 規則 R 編 25.2.1-3.(2)にいう「通常の貨物区域」とは、ロールオン・ロールオフ区域及び冷凍コンテナが積載される貨物倉以外の貨物区域をいう。

R25.2.2 炭酸ガス装置

-3.を次のように改める。

-3. 規則 R 編 25.2.2-2.に定める規定は規則 R 編 25.2.1-3.(2)の自動式可視可聴警報装置の設置が要求される区域の炭酸ガス装置に適用する。また、炭酸ガス消火装置の制御については、原則として次による。

- (1) 同一のガス貯蔵容器を個別の区画に用いる場合にあっては、制御弁（通常は閉鎖されている。）は、各区画に対する放出主管にそれぞれ取り付けられていること。
- (2) 炭酸ガスの放出を遠隔操作により行うものにあっては、ガス貯蔵容器の位置においても人力により操作できるようになっていること。
- (3) 炭酸ガスの放出が始動用ガス圧容器（消火用ガス貯蔵容器を始動に用いる場合も含む。）のガス圧力を利用するものにあっては、2個以上のシリンダを用い、始動用ガス圧容器は、その位置においても人力により操作できること。
- (4) 保護される区域への炭酸ガスの放出量を自動的に調整する装置が備えられている場合には、放出量を手動でも調整できること。
- (5) 複数の保護される区域へ炭酸ガスを放出する場合には、装置の制御場所に、自動放出時間制御装置又は正確な炭酸ガス液面指示装置等の放出量を調整するために必要な手段を備えること。
- (6) 炭酸ガス消火装置の操作場所には、操作説明書が掲示されていること。
- (7) タンカーのポンプ室及び A 類機関区域に固定式炭酸ガス消火装置を設ける場合には、いかなる操作によっても 20 秒未満に消火剤が放出されることのないよう機械的又は電氣的放出遅延装置を設けること。
- (8) 規則 R 編 25.2.2-2.(1)にいう「明確な措置」とは、操作手順によらない機械的及び又は電氣的なインターロックをいう。
- (9) 規則 R 編 25.2.2-2.(1)にいう「2つの独立した制御装置」は、警報を作動させる制御と連動する必要はない。
- (10) 規則 R 編 25.2.2-2.(1)にいう「警報装置」の制御は、1系統として差し支えない。

附 則（改正その3）

1. この達は、2014 年 12 月 19 日（以下、「施行日」という。）から施行する。
2. 施行日前にキールが据え付けられる船舶又は特定の船舶として確認できる建造が開始され、かつ、少なくとも 50 トン又は全建造材料の見積重量の 1%のいずれか少ないものが組み立てられた状態にある船舶については、この達による規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。
*高速船については、1%を 3%に読み替える。